

発行日: 令和6年10月1日

「返戻金制度」

発行者: 株式会社 BMトラダ・ジャパン

株式会社 BMトラダ・ジャパン(以下、弊社と云う)は、有料職業紹介業としての「返戻金制度」を以下の通り定めています。

この制度は、弊社が紹介した求職者が採用された後、一定の期間内に退職や解雇が発生した場合に、紹介手数料の一部または全額を返還する制度を下記の通り定めています。

1. 返戻の対象期間

採用日から一定の期間(例: 3 か月～6 か月)以内に退職または解雇された場合が対象となります。

対象期間内であれば、返戻金を請求することが可能です。この期間は企業との契約内容で変わります。

2. 返還される金額

全額返還: 紹介手数料の全額が返還されるケース。通常、短期間(1 か月以内)での退職や解雇が発生した場合に適用します。

段階的返還: 採用からの、1 か月以内の退職なら 100%返還、3 か月以内なら 50%返還と定めています。

3. 返還条件

退職理由の制限: 返還が適用されるのは、主に求職者の能力不足や適応力の問題があると判断された場合。ただし、会社都合のリストラや経済的な理由での解雇は対象外となります。

解雇理由の確認: 事業者は、解雇が正当な理由に基づくものかどうかを確認し、解雇理由の妥当性を判断します。

4. 契約書での明示

返戻金制度は企業と弊社との契約書に明示しています。契約時に返戻金の条件、期間、返還額の計算方法などを定めています。

全額返還: 採用から 1 か月以内に退職した場合、紹介手数料の 100%が返還します。

段階的返還: 採用から 2 か月目の場合は 75%、3 か月目であれば 50%、4 か月目以降は返還なし。

以上